

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き（H24版）の主な改正点（お知らせ）

建設産業対策室
技術管理課

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、平成24年6月1日以降に入札公告する工事から次のとおり一部改正しますので、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 技術提案等における履行義務の取り扱いの変更

従来、不採用とした提案以外は、加點評価の有無に関わらず「履行義務あり」としていたが、今後、加點評価した提案（技術提案又は施工上の留意点）のみを「履行義務あり」とする。

加點評価しなかった提案は「履行義務なし」とし、工事成績評定点の減点の対象外とする。提案を実施するか否かは受注者の選択によることとするが、提案を実施しない場合であっても、標準案、仕様書等に定める事項は実施しなければならない。

また、「履行義務なし」とした提案について、受発注者協議を経て実施した結果、真に品質向上等の効果が確認できた時は、完成時の工事成績評定において評価することとする。

■提案評価のイメージ

(現行)

評価内容	履行義務の有無等	不履行時のペナルティ
加點評価あり ○	あり	対象
加點評価なし △	あり	対象
不採用 ×	実施不可	—

(H24.4.1以降の公告から)

評価内容	履行義務の有無等	不履行時のペナルティ
加點評価あり ○	あり	対象
加點評価なし △	<u>なし</u>	<u>対象外</u>
不採用 ×	実施不可	—



なお、上記改正点は既に平成24年4月1日以降に公告する工事から適用している。

→関連記載ページ:19, 20,22

2. 最低制限価格の試行継続

「平成22年11月補正予算（経済対策）等に伴う執行方針」の取扱いに基づいて、1億円未満の工事については最低制限価格を設定した入札の試行を平成24年度も継続する。

なお、1000万円未満の業務委託についても継続する。

→関連記載ページ:2, 16,17

3. 施工体制確認型総合評価方式の試行継続

施工体制確認型総合評価方式の試行を平成24年度も継続する。

→関連記載ページ:2

4. 労働福祉関連の状況による評価

労働福祉関連の状況により評価している高年齢者の雇用確保、障がい者雇用の実態、育児・介護休業に関する制度について、下表のとおりとする。

評価基準		
企業として次の a～c に掲げる項目を評価する。		
a 高年齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置が取られている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・定年年齢が65歳以上となっている ・65歳までの継続雇用制度がある ・定年の定めがない 		
b 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率を適用される者…法定雇用率を超える雇用 ・法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用 		
c 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること ・こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されていること 		
評価基準	加算点例	配点例
上記すべてに該当する場合	2	2
上記のうち1つまたは2つ該当する場合	1	
なし	0	

→関連記載ページ:12, 13, 14,15